

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第26回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年2月22日（火） 17:00～17:23

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、

宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）、情報流通行政局総務課（事務局）

第5 議題

（1）答申事項

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について【諮問第3027号】

（2）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について 【諮問第3032号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の、合計8名中7名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件と諮問事項1件であります。

まず、答申事項の審議であります。

○根岸部会長　諮問第3027号、第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について審議したいと思います。本件は総務大臣からの諮問を受けまして、昨年12月14日の当部会におきまして審議を行い、本年1月13日まで1回目の意見募集を行い、その後、提出された意見を公表するとともに、2月2日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討をいただきました。

本日は接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果について報告をいただきます。それではよろしく願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定につきまして、接続委員会における調査・検討の結果について御報告をいたします。

お手元の資料の26-1でございます。平成22年11月26日、第176国会において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者、いわゆる二種指定事業者に係る規制を定めた電気通信事業法第34条の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立したことによりまして、この二種指定事業者は、総務省令で定めるところにより、二種指定設備との接続に関する会計を整理して、接続に関する収支の状況、その他総務省令で定める事項を公表するということとされたところでございます。

本件は、これを踏まえまして、二種指定事業者について、二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法等を定める省令を制定するものでございます。

昨年12月のこの部会におきまして、総務大臣から諮問を受けまして、ただいま部会長から御紹介があったとおりの2回の意見募集が行われた後、接続委員会で調査・検討

を行ったものでございます。検討の結果、資料26-1の1枚おめくりいただいて1ページでございますけれども、この報告書のとおり、本件、諮問のとおり制定することが適当とすることといたしました。資料2は、いただいた意見やら考え方を整理してございますけれども、その詳細につきましては、総務省から御説明をいただきたいと思っております。

○根岸部会長　それでは、よろしく願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、この資料に基づきまして、パブリックコメントの意見、並びに考え方について御説明申し上げます。

2ページを御覧いただければと思います。今回、意見が10個出ております。順に御説明申し上げます。

意見の1番でございます。「第二種指定電気通信設備制度を撤廃又は指定要件の見直しを図るべき。」という御意見でございます。考え方につきましては、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日情報通信審議会答申）に示されたとおり、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。なお、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値（25%）については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当であるとしております。

ページ、おめくりいただきます。意見2でございます。「省令（案）に賛成。今後においても、市場環境に応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直し等を適宜行うべき。」という御意見でございます。考え方につきましては、本省令案に賛成の御意見として承る。なお、二種指定制度の見直しについては、今ほど申し上げた考え方1に同じとしております。

意見3でございます。「非二種指定事業者も、二種指定事業者と同様に会計情報を公開するべき。」という御意見でございます。考え方は、本省令案は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者と

同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。なお、接続ルール答申に示されているとおり、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合に、当該見直しの中で改めて検討を行うことが適当であるとしております。

次のページ、おめくりいただきます。意見4でございます。「第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理等について内容を定める本省令が事業者にとって新たな負担とならないように配慮すべき。」という御意見でございます。考え方は、本省令案は、電気通信事業法において、他の電気通信事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つ二種指定事業者に求められる、第二種指定電気通信設備との接続に関し、二種指定事業者が取得すべき金額の算定について、適正性・透明性の向上に資するための会計の整理の方法等を定めるものである。他方、接続ルール答申において、「現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる」と指摘されていることも踏まえつつ、接続料算定の適正性・透明性の向上と過度の規制コストの抑制の両面に配慮することが必要である。なお、本省令案は、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加え、移動電気通信役務損益明細表をベースとした接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を定めていること等から、当該両面に配慮しているものと認められるとしております。

続きまして、意見5でございます。「第二種指定電気通信設備接続会計規則においても、第一種指定電気通信設備接続会計規則と同様、設備区分別に分計した情報が必要である。」という御意見でございます。これは、今述べました考え方4に同じと整理しております。

1 ページおめくりいただきまして、意見6でございます。「個別注記の必要性及び必要性が明確にならない個別注記については、省略を可能とするべき。」という御意見でございます。考え方は、本省令案の個別注記表における各注記は、二種指定事業者が作成・公表を求められる貸借対照表、損益計算書等に係る詳細な情報を提供するものであり、接続料算定の検証を行う者にとって、当該事業者の終始の状況がより明らかになることから、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと認められる。なお、本省令案の個別注記表においては、電気通信事業会計をベースとしつつも、株主資本等変動計算書に関する注記など接続料算定との関係が希薄であると考えられるものについては、

その作成・公表を求めているとしております。

続きまして、意見7でございます。「同様の会計を複数作成することは、監査を受け直すことが必要となるため、事業者にとって大変な負担となっており、少なくとも、電気通信事業会計及び第二種指定電気通信設備接続会計については、両者を連携させ、簡素化を図るべき。」という御意見でございます。考え方は、接続ルール答申に示されているとおり、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられるが、御意見については、今後検討を行う際の参考とさせていただきたい。なお、本省令案第11条に基づく計算結果証明に係る事業者のコスト等については、その具体的な適用に当たって、留意することが適当であるとしております。

意見8でございます。「今後諸々の会計基準の見直し等に伴い、会社法会計等において財務諸表注記のうち、連結注記上の記載があれば個別注記への記載が省略可能となる項目が増加した場合には、第二種指定電気通信設備接続会計規則における個別注記への追加記載も不要とする等の配慮をするべき。」という御意見でございます。考え方は、御意見については、今後の会計基準の見直し等に伴う本省令の見直しに際し参考とさせていただきたい。なお、当該見直しに当たっては、本省令の目的、規制コスト等個々の事案を巡る状況を踏まえて検討を行うことが適当であるとしております。

続きまして、意見9でございます。「一種指定事業者が提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密に当たる情報が含まれる場合であっても、公表範囲については、総務省が関与し厳正に判断するべき。」という御意見でございます。考え方は、御意見は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の経営上の秘密に属する情報に係るものであり、本省令案とは直接関係がないものであるが、参考とさせていただきたいとしております。

最後の意見でございます。「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を省令化すべき。」という御意見でございます。考え方は、御意見については、本省令案とは直接関係がないものであるが、参考とさせていただきたい。なお、接続ルール答申に示されているとおり、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て、現在の接続料算定の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に進めていくという方針を採用することが適当であることから、接続料の算

定方法については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が昨年制定されたところであり、ガイドラインの実施状況について引き続き注視することが必要である。

以上、意見10まで資料に基づいて御説明申し上げました。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それではただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、1ページ目の報告書としていただいている内容と同じであります、11ページに、大臣に対する答申書（案）とありますけれども、この案をとりまして、この内容のとおり、答申いたしたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○根岸部会長　　それでは次に参りたいと思えます。次は諮問事項であります。諮問第3032号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆる長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　　それでは資料26-2に従いまして説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。申請概要でございます。NTT東西から2月17日に申請があったものでございまして、4番の概要にありますとおり、平成23年2月1日付の接続料規則等の省令改正を踏まえて、NTT東西の接続約款におきまして、長期増分費用（LRIC）方式により算定される接続料について、平成23年度及び平成24年度の接続料算定に適用される改良モデル、以下、5次モデルと言いますけれども、これを用いて算定された平成23年度の接続料を規定する等の変更を行うものでございます。

この長期増分費用（LRIC）方式に基づく接続料といたしましては、PHS基地局回線機能、加入者交換機能、中継交換機能等が対象となっております。具体的な接続料の額につきましては、2ページが一番下の表を御覧いただければと思えます。加入者交換機能、いわゆるGC接続についてでございますけれども、平成23年度接続料は、3分間当たり5.08円となっております。これは前年度、平成22年度の接続料に比べまして、0.13円の減少となっております。また、中継交換機能、IC接続でございますけれども、平成23年度接続料は3分当たり6.57円となっております。これは、平成

22年度接続料と比較いたしますと、0.40円の減少となっています。

なお、備考といたしまして、NTSコストの取扱いについて記載しております。これは、2月1日付の改正省令の規定に基づくものでございますけれども、き線点RT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額減算するとしています。これは前年度と同様の取扱いとなっています。また、き線点RT-GC間伝送路コストにつきましては、接続料原価に全額算入となっています。これは、前年度は80%が算入となっていたものが、今年度は省令改正によって、全額算入することにしたものでございます。このき線点RT-GC間伝送路コストの算入率の変更は、接続料の、いわゆる上昇要因となるものでございますけれども、今年度、全体としては接続料につきまして、GC接続、IC接続とも減少しております。これは、第5次モデルの導入による効果と入力値の見直しによる効果がこういった上昇要因よりも効果が大きかったことによるものでございます。

3ページ、算定根拠でございます。まず、通信量でございます。通信量に関しましては、1)で書いておりますように、省令の附則第14条の規定のとおり、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量との合算値を用いることができるとされていまして、この規定に基づきまして、中ほどの囲みでございますように、「平成21年度下期と平成22年度上期」実績通信量に、(1+対前年同期予測増減率)を掛けたものとなっています。対前年同期予測増減率は、その下の囲みの中で書いてあるとおり求めております。結果といたしましては、3ページの一番下の表にありますように、全体として引き続きトラフィックは減少傾向となっています。ただし、減少率は前年よりやや低くなってきているという点もございます。

4ページを御覧ください。加入者交換機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の加算についてでございます。この点は、先ほども御説明しましたように、今年度から全額を加算するということございまして、省令の規定がこの枠囲みのような形になっておりまして、これに基づきまして、き線点RT-GC間伝送路費用の全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算することとしております。

この具体的な原価でございますけれども、4ページの一番下、3)の表を御覧ください。まず、加入者交換機能に係る接続料原価でございますけれども、NTSコスト控除前のコストの全体額が、約3,465億円となっています。一方、NTSコストは全額で約1,654億円となっております。NTSコスト全額を控除した後、③の数値で

ございますが、これが約1,811億円となっています。これに、き線点RT-GC間伝送路コスト、これが④の額となっておりますけれども、これが約412億円となっております。この④の数値を③に合算した接続料原価につきましては、約2,223億円となっています。

5ページから6ページが、各機能ごとの具体的な接続料となっています。

続きまして7ページを御覧ください。審査結果でございます。今回の審査で関係する事項といたしましては、7ページの2の項目、接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること、それから8ページの16の項目、接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること、それから9ページの18の項目、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことの点でございます。審査の結果、いずれも適と考えております。この結果、1ページの諮問書にもありますように、認可することが適と考えております。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それではただいまの御説明につきまして、どうぞ、御質問、御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。この通信量の予測というところですけども、これはあれでしょうか。いわゆる、下げ止まりしているというような、なぜそうかということは分かるでしょうか。

○吉田料金サービス課企画官 通信量は色々な要素がございますので、なかなか一概には分かりにくいところはございますけれども、1つには需要が減っていく場合に、特に大口のユーザーが価格に敏感ですので、他のIPサービス等への移行が進んでいくということで、そういうユーザーの移行がかなり進んできた結果、少しこういう傾向も出ているのではないかとということが1つ考えられるかと思えます。

○根岸部会長 通信量が減るということは、もちろん接続料が上がるということですよ。ね。

○吉田料金サービス課企画官 はい。

○根岸部会長 しかし、今回はそうでないということは、コストをLRICモデルによって計算すると、そちらの方の効果が非常に大きかったということですよ。ね。

○吉田料金サービス課企画官 はい、そうです。このLRICのモデルの改正の効果、それからもう一つは、いわゆる毎年の入力値がございまして、これが特に昨今の景気がちょっと悪いといったところで、算定に使用報酬率等がかなり低くなる等、そうい

った効果もございまして、要するにトラフィックの減等の上昇要因よりも、さらに接続料を減少させる効果が働いたということでございます。

○根岸部会長 はい。あと、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。それでは諮問いただいたわけですが、本件につきまして、審議会の議事規則に従いまして、この諮問案を公表いたしまして、広く意見の募集を行うということで、今回、認可申請を受けました接続約款の改定につきましては、平成23年度当初から適用されることが、各接続事業者等の利益につながるということであると思っておりますので、意見招請は1回といたしまして、3月15日、火曜日までの3週間、実施することとしたいと思っております。提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討をいただきまして、最終的にこの部会で答申をまとめるということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それではその旨、決定したいと思います。

○根岸部会長 今日の案件はこれで終了いたしました。委員の皆様から何かございましてでしょうか。事務局から何かございまして。はい、お願いいたします。

○事務局 この後、18時より、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会・接続委員会合同公開ヒアリングの第1回が開催されます。委員の皆様は、お時間になりましたら、それぞれの席名札がございましてお席に御着席くださいますようお願いいたします。また、これから会場の準備をさせていただきますので、傍聴者の皆様は一度御退室いただきますようお願いいたします。なお、合同公開ヒアリングにつきましては、事前の傍聴登録が必要ですので、登録をされておられない方は傍聴できませんので御了承いただきますよう、お願いいたします。

なお、次回の事業部会の日程につきましては、確定いたしましたら事務局から別途御案内を申し上げます。

○根岸部会長 はい。では、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会